

# 宝塚シニアコミュニティ通所介護「利用料金表」

1. 通所介護等 利用料金表 1日あたり \*介護保険法改正により平成30年8月1日より 3割負担制度導入予定。

サービス内容	介護報酬額	ご利用者様負担額			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
基本料金	要介護度1	7,294円	730円	1,459円	2,189円	通所介護基本単価 (時間区分 7時間～8時間)
	要介護度2	8,608円	861円	1,722円	2,583円	
	要介護度3	9,985円	999円	1,997円	2,996円	
	要介護度4	11,342円	1,135円	2,269円	3,403円	
	要介護度5	12,709円	1,271円	2,542円	3,813円	
加算(右欄の中から該当するサービスのみ算定いたします)	入浴介助加算 /1回	566円	57円	114円	170円	入浴を行った場合
	中重度者ケア体制加算 /1回	512円	52円	103円	154円	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合
	生活機能向上連携加算1 /1月	2,264円	227円	453円	680円	理学療法士等が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、定期的に見直ししている場合
	生活機能向上連携加算2 /1月	1,132円	114円	227円	340円	同上
	個別機能訓練加算Ⅰ /1回	523円	53円	105円	157円	個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練についての場合
	個別機能訓練加算Ⅱ /1回	630円	63円	126円	189円	個別機能訓練計画に基づき、機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行っている場合
	ADL維持等加算Ⅰ /1月	32円	4円	7円	10円	自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合の加算
	ADL維持等加算Ⅱ /1月	64円	7円	13円	20円	同上
	認知症加算 /1回	683円	69円	137円	205円	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が「100分の20以上」であり、認知症介護指導者研修等を修了した者を「1名以上」確保した場合
	若年性認知症受入加算 /1回	1,698円	170円	340円	510円	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	栄養改善加算 月2回限度	1,698円	170円	340円	510円	栄養ケア計画を作成し、それに従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、その状態を定期的に記録した場合
	栄養スクリーニング加算 /1回	53円	6円	11円	16円	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画をし、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直しを行った場合
	口腔機能向上加算 月2回限度	1,698円	170円	340円	510円	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画をし、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直しを行った場合
	事業所が送迎を行わない場合 片道につき	-534円	-54円	-107円	-161円	送迎を実施しなかった場合
	サービス提供体制加算Ⅰ 1 /1回	202円	21円	41円	61円	介護福祉士が50%以上配置されている場合
	サービス提供体制加算Ⅰ 2 /1回	138円	14円	28円	42円	介護福祉士が40%以上配置されている場合
	サービス提供体制加算Ⅱ /1回	64円	7円	13円	20円	3年以上勤続年数のある者が30%以上配置されている場合
	処遇改善加算Ⅰ /1回					介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合。所定単位数の59/1000の加算
	処遇改善加算Ⅱ /1回					所定単位数の43/1000の加算
	処遇改善加算Ⅲ /1回					所定単位数の23/1000の加算
処遇改善加算Ⅳ /1回					処遇改善加算Ⅲの90%加算	
処遇改善加算Ⅴ /1回					処遇改善加算Ⅲの80%加算	

- ・上記料金には処遇改善加算(Ⅰ)が加算されている状態で提示しています。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ～Ⅴはいずれか一つのみを算定いたします。
- ・端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- ・基本料金に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご利用者の金額負担になります。
- ・介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。
- ・ご利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ・ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻されます手続きをとっていただくこととなります(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・食事、おやつ代540円(1食あたり)が別途必要となります。
- ・介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

## 2. 介護保険の給付対象とならないサービス

### ①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額(自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。)が必要となります。

②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。  
（食事時間）昼食12:00～12:40 間食：15:00～15:20
- ・食材料費及び調理に要する費用（昼食代・おやつ代）として1回あたり540円をご負担いただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。  
利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として、下記の料金をいただきます。

神戸地区： 200円（片道分）  
西宮、川西地区： 200円（片道分）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

3. 標準的な利用形態における1回あたりの利用料金

\*(基本料金+入浴介助加算+サービス提供体制強化加算 I 1) 処遇改善加算 (I) の加算含む

要介護度	ご利用者様負担額①			食費②	合計①+②		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	808円	1,614円	2,420円	540円	1,348円	2,154円	2,960円
要介護度2	939円	1,877円	2,814円		1,479円	2,417円	3,354円
要介護度3	1,077円	2,152円	3,227円		1,617円	2,692円	3,767円
要介護度4	1,213円	2,424円	3,634円		1,753円	2,964円	4,174円
要介護度5	1,349円	2,697円	4,044円		1,889円	3,237円	4,584円

宝塚シニアコミュニティ 第1号通所事業（総合事業通所介護）「利用料金表」

1. 通所介護等 利用料金表 1日あたり \*介護保険法改正により平成30年8月1日より 3割負担制度導入予定。

サービス内容	介護報酬額	ご利用者様負担額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
基本料金 要支援1	18,625円	1,863円	3,725円	5,588円	月単位の定額報酬 送迎・入浴を基本単位に包括
要支援2	38,191円	3,820円	7,639円	11,458円	
若年性認知症受入加算 /1月	2,712円	272円	543円	814円	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
予防通介生活向上グループ活動加算 /1月	1,132円	114円	227円	340円	生活機能向上グループ活動サービスを行った場合。
運動器機能向上加算 /1月	2,541円	255円	509円	763円	利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を。行った場合。
栄養改善加算 /1月	1,698円	170円	340円	510円	栄養ケア計画を作成し、それに従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、その状態を定期的に記録した場合。
口腔機能向上加算 /1月	1,698円	170円	340円	510円	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画をし、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直しを行った場合。
複数サービス実施加算Ⅰ /1月	5,425円	543円	1,085円	1,628円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施していること。
複数サービス実施加算Ⅱ /1月	7,913円	792円	1,583円	2,374円	栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、のうち3種類のサービスを実施していること。
事業所評価加算 /1月	1,356円	136円	272円	407円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを実施しており、基準を満たした場合。
サービス提供体制加算Ⅰ11 /1月	811円	82円	163円	244円	介護福祉士が50%以上配置されている場合(要支援1)
サービス提供体制加算Ⅰ12 /1月	1,623円	163円	325円	487円	介護福祉士が50%以上配置されている場合(要支援2)
サービス提供体制加算Ⅰ21 /1月	544円	55円	109円	164円	介護福祉士が40%以上配置されている場合(要支援1)
サービス提供体制加算Ⅰ22 /1月	1,089円	109円	218円	327円	介護福祉士が40%以上配置されている場合(要支援2)
サービス提供体制加算Ⅱ1 /1月	267円	27円	54円	81円	3年以上勤続年数のある者が30%以上配置されている場合(要支援1)
サービス提供体制加算Ⅱ2 /1月	544円	55円	109円	164円	3年以上勤続年数のある者が30%以上配置されている場合(要支援2)
処遇改善加算Ⅰ /1月					介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合。所定単位数の59/1000の加算
処遇改善加算Ⅱ /1月					所定単位数の43/1000の加算
処遇改善加算Ⅲ /1月					所定単位数の23/1000の加算
処遇改善加算Ⅳ /1月					処遇改善加算Ⅲの90%加算
処遇改善加算Ⅴ /1月					処遇改善加算Ⅲの80%加算

- ・ 上記料金には処遇改善加算(Ⅰ)が加算されている状態で提示しています。
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ～Ⅴはいずれか一つのみを算定いたします。
- ・ 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- ・ 基本料金に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご利用者の金額負担になります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。
- ・ ご利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ・ 食事、おやつ代540円(1食あたり)が別途必要となります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・ ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻されます手続きをとっていただくこととなります(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

裏面に続きます

## 2. 介護保険の給付対象とならないサービス

### ①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

### ②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。  
（食事時間）昼食12:00～12:40 間食：15:00～15:20
- ・食材料費及び調理に要する費用（昼食代・おやつ代）として1回あたり540円をご負担いただきます。

### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。  
1枚につき 20円

### ④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。  
利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

### ⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として、下記の料金をいただきます。

神戸地区： 200円（片道分）  
西宮、川西地区： 200円（片道分）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

## 3. 標準的な利用形態における1月あたりの利用料金（要支援1は4回・要支援2は8回あたりの利用料金）

\*（基本単価 + サービス提供体制強化加算 I 1）処遇改善加算（I）の加算含む

要介護度	ご利用者様負担額①			食費②	合計①+②		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,945円	3,888円	5,832円	2,160円	4,105円	6,048円	7,992円
要支援2	3,983円	7,802円	11,621円	4,320円	8,303円	12,122円	15,941円